

# 『千草屋手控帳』 — 解説と翻刻 —

伏谷 聡

## 解説

本史料「千草屋手控帳」は、千草屋の屋号を持つ  
つ穴粟市山崎町の平瀬家に所蔵された古文書のひ  
とつである。昭和四三年（一九六八）に郷土史家  
宇野正磯氏により翻刻されたが、<sup>①</sup>「千草鉄」研究  
の基本となる史料のひとつとして、また将来の研  
究に資するため、ここに紹介した。

宇野氏は本書刊行の十年ほど前にこの史料を平  
瀬家で発見した。平瀬家は現在でも四二〇点ほど  
の史料を保存している。穴粟市によって整理され、  
公刊されていないが目録も整備されている。内容  
は江戸時代から昭和ごろまでの主に家に関する記  
録が中心を成している。しかし、平瀬家が経営し  
ていたたら製鉄についての記録は本史料以外には  
ほとんどない。

史料の形態は横半帳で、表紙は絹布で表装され、  
史料原題は無く表紙見返しや本文冒頭にも表題を  
示す記載はない。史料名は宇野氏により命名され  
た。平瀬家の「鉄山経営上の事柄を心覚えに記録  
したもの」の意でこう付けたという。<sup>②</sup>

史料は享保末年からほぼ時代順に宝暦初年まで  
書き継がれている。記載時期から見て平瀬家六代  
信古（のぶもと）の時期とみられている。

家伝によれば、平瀬家は江戸時代初期から後期  
までたたら製鉄を営んだ。もと穴粟市千種町に住  
んでいたが、初代平瀬清信が寛永一〇年（一六三  
三）ころに、息子保古（やすもと）とともに山崎  
町に移住して鉄山業で千草屋を始めたという。そ  
の後、大坂と京都に出店し経営を拡大した。

ちなみに、同家は舟運業の免許も受けていた。  
平瀬家は、鉄を生産し、しかも、みずから運輸手  
段を持つ商人であった。

その後、宝暦六年（一七五六）に平瀬家は、経営を維持できなかつたものか、鉄山を譲渡し、たたら製鉄から手を引く。本史料はこうした平瀬家鉄山業の後半期に書かれたものである。

史料の内容は、時代ごと内容別に記載されている。まず、江戸飛脚の出立日、ついで幕府による元文元年（一七三六）の銀貨改鑄に伴い、輸送費と鉄山稼に関わる賃金を新たに換算したリスト、道具製作・修理費用、たたらおよび砂鉄採取のコスト計算、はたまた鉄山業に関わる担当役人と思われる武士の名前と謝礼内容までがこの史料には書かれた。

しかし、この記録は鉄山経営のマニュアルではない。平瀬家の判断により、必要だと思われた鉄山に関する事項を書き留めている。

たとえば項目5のたたら製鉄従事者の給料について触れたところでは、製鉄全体の監督である「村下」の給金については記述がなく、精錬作業のリーダーである大工の給金から始まる。すべての作業従事者について記述されているものではない。また、項目七の「たたら製鉄道具代」でも、

記述順は作業種別に書いているわけではないように、なにより道具名の地域性によるものか、個別の道具がどのようなものかわかりにくいのである。

右の点からも、史料は千草屋が経営上必要なメモとして書き残したので、千草鉄の技術を簡潔に説明したものではない。よって、記述内容は一般的なたたら製鉄技術と比較検討する必要があるということは留意していただきたい。ただ、千草鉄の技術に関する史料は、ほかに宍粟市域では見当たらないから、その点では貴重である。

なお、史料には記述の区切りすべてに項目名や内容の表題などが付されていない。この点も、史料内容が分かりにくい原因なのだが、本稿では、史料の理解の助けとなるよう、内容ごとに番号を振って一覧表にしてみた。（詳細は別掲）

史料を読んでみて興味深いのは、項目第18の宍粟郡で採取される砂鉄の量である。中国地方のたたら製鉄のマニュアルとして著名な「鉄山必用記事」には、中国山地のたたら製鉄に必要な砂鉄量は、砂鉄採取の方法である鉄穴（かんな）流しにより掘り出した砂鉄を含む土一升に対して砂鉄は

三分ほど採取されれば十分とされた。本史料の鍵掛山<sup>③</sup>の例で見ると、採取された砂鉄の量は、土一升に対して一匁九分であった。宍粟郡では、「鉄山必用記事」に記載された必要砂鉄量の六倍強採れたことがわかるのである。

宍粟郡から産出されるいわゆる「千草鉄」は刀剣の材料となる良質の鋼が産出されることで有名だったから、この産業が豊かな砂鉄に支えられた産業だったということができよう。ただし千草鉄はまた古代以来の製鉄の源流のひとつと尊敬を受けながら、近世においては他の中国山地の製鉄業を圧倒する鉄を生み出す産地にはならなかったのである。千草鉄が鉄の大産地として成長しなかった理由や、また生産の実態を考える上でも、ここに紹介する史料が貴重なものであることは理解されよう。今後この史料がますます活用されていくことを望むものである。

(1) 宇野正磯編『近世千草鉄山史料』中に収録。

(2) 前掲注(1)書。

(3) 「かんかけやま」と読む。宍粟市波賀町原に所在。

以下、宍粟市内の場合は市名を省略する。

史料の解説にあたり、地名・内容の解釈等は、ひょうご歴史研究室たら・製鉄班の研究会に参加させていただいたこと、および研究員の指摘によるところが大きかった。ここに会および関係者に謝意を示したい。

なお、翻刻にあたり宇野氏による翻刻を底本として、平瀬家所蔵原本を複写させていただいた写真を対照し、体裁等をなるべく原史料通りに解説することを心がけた。

また、用語には可能な限り注を付したが、不明なものは注記せずにおいた。

- ・ 用字は常用漢字を原則として、古文書特有の合字もかな表記にした。
- ・ 文字が抹消された場合は、「//」で表記した。
- ・ 誤字等は(カ)、脱字は(脱)(脱カ)で示した。
- ・ 意味が判然しない場合は(ママ)を付した。

史料項目名一覽

番号	内容	番号	内容
1	江戸飛脚出日	13	山内買い取り値段・小鍛冶売り値段(元文二年)
2	公事日	14	鍵掛山申請により諸所鉄相場報告(元文二年)
3	文字銀通用経緯・駄賃銀への影響・鍵掛山距離と運輸の状況	15	姫路穴粟売り(鉄)相場覚書(享保六〇一二年)
		16	近年の3分1・米値段(享保三〇元文五年)
4ーア	鍵掛山駄賃銀(旧銀高比較)(元文二年カ)	17	諸所請所期間並びに運上銀(享保二一年〇元文八年)
4ーイ	野々角山駄賃銀(旧銀高比較)(元文二年カ)	18	鉄穴場別砂鉄流量・採取高・労働力
4ーウ	一ノ谷山駄賃銀(旧銀高比較)(元文二年カ)	19	賃銀・運賃覚書
5	山方賃銀(職種別)(元文二年カ)	20	鉄・銑代および運賃書き上げ
6	薪・炭単価	21	炭代計算根拠
7	たたら製鉄道具代(補修費含む)	22	鍛冶屋建設等諸経費
8	職種別鋼制作賃銀	23	銭座入用金書き上げ
9	大鍛冶・小鍛冶作業内容・賃銀等	24	担当役人についての覚書(元文四年)
10	辰盆前一ノ谷山鋼押必要経費	25	万ヶ谷山家質改め覚書
11	辰盆後鋼折経費	26	天秤鞆寸法
12	11の続きか	27	江戸の住職名住所覚え

28	錢座関係者書上（元文五年）	40	鉄山請所年期および運上高書上（宝暦二年～五年）
29	御勘定付紙署名者書上（享保二〇年～延享六年）	41	水谷信濃守（鉄山請所領主か）家老ほか関係者書上（宝暦三年）
30	松平大和守様精進日書上	42	昼夜百二十刻長短積分（二十四節氣別労働時間換算書上）
31	小野左太夫様手代書上	43	某費用書上
32	天秤鞆ならびに釜寸法	<b>【参考文献】</b> 「鉄山必要記事」（『日本庶民生活資料集成』第十卷）三一書房、一九七〇年 俵 国一編『古来の砂鉄精錬法』一九三三年 石塚尊俊『鑪と鍛冶』岩崎美術社、一九七二年 財団法人JFE21世紀財団編『たたら 日本古来の製鉄』二〇〇四年 鳥羽弘毅『たたらと村 ―千草鉄とその周辺―』一九九七年 島根県教育委員会編『菅谷鑪』一九六八年 『山崎町史』一九七七年 『千種町史』一九八三年	
33	鉄山・鉄穴流し山請所別年期および運上書上		
34	渡辺民部様（鉄山申請等受付担当）手代ほか関係者書上		
35	鹿早山請所年期並び渡辺民部様手代ほか関係者別謝礼高書上		
36	鹿早山請所年期並び渡辺民部様手代ほか関係者別謝礼高書上		
37	畿内範囲書上ならびに大坂代官書上か		
38	音水山請所年期書上（延享二年）		
39	江戸飛脚出日		

1 江戸飛脚出日

朔日 二日 四日 五日 七日  
 八日 十一日 十二日 十四日  
 十五日 十七日 十八日 廿一日  
 廿二日 廿四日 廿五日  
 廿七日 廿八日

2 公事日<sup>1</sup>

二日 五日 十二日 十八日 廿一日  
 廿五日 廿九日

3

一文字銀<sup>2</sup>通用之儀、元文元辰六月十五日より通用  
 被仰付候二付、奥方諸太賃極メニ辰八月小右衛  
 門・伝九郎遣シ、諸方共ニ割半増ニ濟申候、尤  
 此節之事故、先当年之定也、山方賃銀も三割半  
 増ニ仕遣し申候、委用事藤<sup>3</sup>長有

巳

一太賃銀之義、当正月極直シ可申約束之所、何角  
 と致延引、漸巳六月小右衛門・伝九郎罷越、有  
 ケ野兵右衛門殿へ村々役人中寄合、右銀ニ五割

増ニ相定申候、此度之鍵掛山ハ坂在之、瀬戸・

赤西<sup>3</sup>道法少々遠成候に付、此割合五割之外ニ上  
 リ申候、尤当年中之極ニ而来春ニ至米穀高下在  
 之候ハ、又々極直シ可申

一鍵掛山より山崎へ七里廿九丁、但右山より九丁  
 遠ク成申候ても、原<sup>4</sup>より鍵掛へ三十二丁在之候  
 ニ付、是ヲミツ割、一分ヲ八丈坂ノ増道ニ入レ、  
 十九丁六步遠ク成候積リニ成申候、是ニ而八里  
 三丁六步ニ成、此道法遠ク成候、増文銀二分五  
 厘ツ、上リニ此段定申候

4ーア 鍵掛山太賃文銀定

元古壹匁

一才木<sup>5</sup>鉄砂

元古壹匁式分五厘小出シ有

一東山<sup>6</sup>

元九分

一飯見<sup>7</sup>

元同

一皆木<sup>8</sup>

元壹匁

一安賀<sup>9</sup>

今<sup>10</sup>

小野<sup>11</sup>

壹匁七分五厘

式匁壹分

壹匁六分

同断

壹匁八分

元壹匁壹分  
一谷<sup>12</sup>  
壹匁九分

日見谷<sup>13</sup>

一神戸<sup>14</sup>  
壹匁七分五厘

元貳匁四分  
三匁八分五厘

一出荷  
三匁八分五厘

元貳匁三分  
三匁七分

一上り荷  
三匁七分

4-1-1 野々角山<sup>15</sup>分

元壹匁壹分八厘  
壹匁七分五厘

一日見谷  
同断

元貳匁貳分  
壹匁八分

一谷  
壹匁八分

元壹匁壹分  
一匁六分五厘

一小野  
一匁六分五厘

元壹匁三分五厘  
貳匁貳厘

一東山  
貳匁貳厘

元壹匁壹分  
壹匁六分五厘

一今一  
壹匁六分五厘

安賀  
壹匁六分五厘

元壹匁七分五厘  
貳匁六分五厘

一出荷  
貳匁六分五厘

元壹匁六分五厘  
一上り荷  
二匁四分七厘

4-1-2 一ノ谷<sup>16</sup>山

元壹匁  
壹匁五分

一山より千草<sup>17</sup>迄  
出荷

元貳匁  
三匁

一千草より山崎迄  
元壹匁九分  
二匁八分五厘

一上り荷千草迄  
元八分  
壹匁貳分

一千草より山へ  
元八分  
壹匁貳分

一河呂<sup>18</sup>  
千草町 鉄砂  
壹匁貳分

元五分  
七分五厘

一木地山<sup>19</sup>  
元六分  
九分

一向田  
元六分  
九分

一笹ヶ谷<sup>20</sup>  
元四分五厘  
九分

一大多谷  
元六分  
六分八厘

一中松土ノ口<sup>21</sup>  
元六分  
九分

一池田<sup>22</sup>  
元六分  
九分

元四分五厘

一中嶋<sup>23</sup>

一鍵掛山へ

河呂 鉄砂

千草町

一同所へ

笹ヶ谷

元壹匁七分五厘

一野々角山へ

千草町より

元壹匁五分

一大成鉄口へ

同所より

元壹匁四分

一才木鉄口へ

同所より

一野々角山より

一ノ谷山

元壹匁四分

一鍵掛山へ

千草町より

一鍵掛山へ

千草町より

ノ

六分七厘

壹匁九分

壹匁九分

五厘

石二付

貳匁六分

石二付

貳匁貳分五厘

石二付

貳匁壹分

太二付

三匁

太二付

貳匁三分

米石二付

貳匁貳分五厘

巳六月

5 巳盆後より

山方賃銀

文銀定

元古壹匁五分

一大工<sup>24</sup>

立間之節ハ一升扶持遣  
し申し候

扶持貳升四合

賃銀吹銃十太二付

貳匁三分

是ハ外ニ半年五六拾目程つゝ合力いたし遣候、

尤是ハ是迄古銀也、文銀二成、未此極なし

元七分五厘

一炭坂<sup>25</sup>

前方ハ立間之節一升扶  
持遣し候とも、近年ハ遣  
し不申

扶持貳升壹合

賃銀吹銃十太<sup>26</sup>二付

壹匁壹分五厘

是ハ右大工半分之積り合力

元九匁

一跡押

扶持壹升八合

月拾三匁五分

元七匁

一山子<sup>27</sup>

扶持壹升八合

十分一銚拾太二付十匁五分

休日無構遣し候事

元壹匁四分

一上番子<sup>28</sup>

賃貳匁壹分

一ヶ月六拾三匁

ふち米九合



元壹匁三分三厘  
一中同

同貳匁  
一ヶ月六拾匁

ふち九合

元壹匁貳分七厘  
二下同

同壹匁九分

一ヶ月五十七匁

ふち九合

右扶持之外ニ米ニ合宛夜食米遣し申候、指吹之節こもり<sup>29</sup>二三斗さし不申候へハ、夜食ハ遣し不申候

但炭鉄砂三かわりくべにて一斗<sup>30</sup>と申候、一度ヲ一まいごと申候

指吹 上六十七匁五分

中六十四匁五分 下六十一匁五分

天秤 上

中

元貳分貳厘

一灰銀

四ツ吹<sup>31</sup>

鉄壹枚<sup>32</sup>塗六分六厘

足ハ二人ニ而仕候、一人前

三分三厘

但灰多減り候へハ又増し遣し三分三厘入申候

裏炭打<sup>33</sup>候得ハ、此外ニ又六分六厘入申候

元六厘

一志なへ<sup>34</sup>

壹本壹分ツ、

鉄壹枚ニ六本宛

此賃六分

元七分五厘

壹枚代壹匁壹分

一まいこすき

但志なへ之事、灰多減り候節ハ貳分増遣ス、又裏炭打候節ハ八本ツ、増入ル、此代八分也

樋小屋

一鉄砂洗<sup>35</sup>負入

月三十日詰

賃拾五匁

扶持九合ツ、

但休日仕候へハ賃銀にて引申候、尤扶持も遣

し不申

一山掛人

扶持九合

元拾匁五分

一ヶ月賃

上拾五匁五分

元六匁

中八匁五分

一かまさし

扶持九合

元八匁

一ヶ月賃

上拾貳匁

元七匁五分

中拾壹匁

元七匁

下拾匁

一中割鍛冶<sup>36</sup>

月三十日

巳上月仕候

四割八分宛

元七十五匁

元六十八匁

元六十三匁

上百拾匁

中百四匁

下九拾九匁

扶持壹升ツ、

元八分七厘

一同手子

吹さし<sup>37</sup>

一人役壹匁二分

扶持壹升ツ、

元六拾匁

一 小割 鍛冶<sup>38</sup>

賃九拾九匁

扶持壹升

元六十六匁

一下長延

賃

扶持壹升

元七分五厘

一同三口手子

壹匁壹分三厘

吹さし

扶持壹升

元五分

一小仕事

七分五厘

扶持壹升

一小仕事鍛冶

賃

ふち壹升

元四分七厘

一後吹

賃七分

ふち壹升

元二匁

一下ヶ鍛冶<sup>39</sup>

壹人

扶持壹升

元六分五厘

一下ヶ手子

賃

扶持壹升ツ、

元八厘

一羽口<sup>40</sup>

鍛冶一人役二一本

代壹分

元十一匁

一間炭負

月賃拾六匁五分

扶持九合

但拾貫匁迄ハ風袋五百目引

十二貫匁より廿

貫匁迄ハ

同一貫匁引

廿二貫匁より三

十貫匁迄ハ

同式貫匁引

元二匁一分

一打鉄鍛冶

賃一人

ふち壹升

是ハ羽口式本入申候時式分

元六分五厘

一同手子

賃

ふち壹升

一打鉄仕候へハ山内ひろい鉄<sup>41</sup>ヲいたさせ、鍛冶<sup>(治)</sup> 賃米代、手子吹さし本主此入用を引出来、鉄改

さし引致代銀遣し候事

一 小割  
一 小手割

四つ吹

一元竈土碎

鉄一枚塗四人ツ、

凡廿五太ツ、之積り

山内左人に仕せ候事

一 下長辺

壺人役小炭式升六合  
但銑半分入候節ハ右下ケ  
炭五合之割合式合五夕炭  
まし有之、  
同  
一人役式升六合  
銑半分遣し候へハ式升八合  
五夕  
小仕事炭  
一人役壺升ツ、

一 てらし<sup>42</sup>

竈一枚焼五人半ツ、

一人役百七拾貫匁

一枚焼九百卅五貫匁

一 薪

一人役八拾貫匁

一 夜荷炭

一人役

一 元竈土

一 槌之柄壺本

但一人役十式本

三十式貫匁太

一 羽口土

壺人役七十貫匁負

一 鉄名地

扶持九合

是ハ夕荷ニ而入申、百貫匁

二付

一 羽口土

一 掛人

扶持九合

但壺本五貫匁ツ、入申候

一 中割

壺人役小炭式升六合

但銑<sup>43</sup>斗地鉄ニ渡候ニ付五合ハ下ケ炭ニ成候

一 掛切

賃

下鉄

6

有ケノ

一薪

巳三月

一鍵掛伐り入小炭

一同所巳七月より

一野々角

一一ノ谷

四十貫匁二付

壹匁三分五厘

壹匁三分

壹匁五分

7 才道具賃

一湯やり才<sup>45</sup>

一大同

一大鍵才

一ほとつき<sup>46</sup>才

一どう鉄<sup>47</sup>

一せんた

一洗くわ才<sup>48</sup>

一くまで才

一鉄<sup>49</sup>ぶり才

一小<sup>49</sup>ぶり才

四分三厘

七分

五分七厘

壹分五厘

七厘

六厘

三匁五分

五分五厘

壹匁壹分五厘

八分五厘

一灰もそり才<sup>50</sup>

一新大くまで

一炭出し才

一土碎才

一大鉄つき才

一小鉄つき才

一天秤鍵才

一同くわん才

一鍵ノかたはり才

一かまかい鍵<sup>51</sup>

一打くわ才

一丁ノくわ才

一新打くわ才

一同丁ノくわ

一根切よき才

一丁ノくわはり直し

一打ノくわはり直し

一洗くわはり直し

一大湯やりはり直し

一小湯やり同

一新よき

壹分五厘

壹匁四分五厘

四分五厘

七分

貳匁四分

壹匁四分

三分

七分五厘

四分五厘

四分五厘

四分三厘

六分五厘

貳匁壹分

壹匁七分

壹匁四分

壹匁

壹匁四分

四匁五分

壹匁四分

壹匁壹分五厘

四匁貳分

一同本才 壹匁四分  
 一 釵才 壹匁壹分五厘  
 一 才つくり 七分  
 一 新なた 三匁五分  
 一 同おり返し 貳匁八分  
 一 とひ口 七分  
 一 よきはり直し 三匁五分  
 右巳十月極也

① 鹿磨行舟賃 拾九匁  
 一 網干行同 拾四匁  
 一 龍野分一 三匁四分  
 一 出石<sup>52</sup>へ小上ケ 束  
 元三分五厘  
 一 網干より 束  
 大坂へ登り 運賃 五分  
 一 鹿磨より 束  
 大坂へ登り 運賃 三分五厘  
 一 川ほり賃

8 釵 但是八古銀立也

一 大工 釵一枚 壹匁五分  
 一 炭坂 同 七分五厘  
 一 跡押 月 九匁  
 一 山子 釵一枚十分二八匁五分  
 銑一太七分ツ、之積り也

一 一番子 上 拾五匁

9

一 鉄筒<sup>トウ</sup><sup>53</sup> 六拾匁より七拾 莫知迄  
 但どうから遣貳人  
 一 右之筒十八九人より廿貳人迄  
 但十八九人位宜候、とうから遣貳人  
 一 右之とう引之事、山内中伝役右右引かすら小屋  
 よりきり出し申候事  
 一 釵いほ打山子伝役勤来申候事  
 一 鑪本主かまぬり<sup>54</sup> 仕掛仕候まで一日一夜鑪二相

勤申候、仕掛ケ仕候て、朝帰又晩ニ参相勤申候事也

一 釵折<sup>フリ</sup> 壺へ引込申節、山子番子伝役ニ相勤申候  
一 釵さめ仕候節、上鉄ハなち次第ニ番子共取来申候、尤右上ハ鉄壺貫目ニ付式分五厘ツ、二小屋へ受取申候

一 釵さめ仕らはてのけ申節、てこ大小八本番子伝役ニ仕来申候事、右ノ釵のけ申候節、大キ成かうし式本人申候、是ハ小やよりきらせ申候

一 竈ぬり灰ノ手子灰銀札二枚志なへ六本遣し候事  
一 かぎのゑ番子遣し来申候

一 つほの灰さび申節、山子女房罷出相勤来申候事  
一 釵折大折仕り仕候節、十七八人掛り申候事也

一 釵小折十七八人より廿三人迄掛り申候、釵折仕候節ハ、明六ツより相勤、<sup>タイムツ</sup>松明とほし仕廻候事も有、尤釵せい出、折申日ハ酒給させ申事也、

どう前奉行大小便ニ出候へハ代リ相勤可申候事  
一 釵小折仕候時分、毎日鉄作り一人宛掛り申候、

外ニ炭ほり<sup>佐</sup>左人壺人遣し申候事

一 大折仕元小やへ渡シ候節、大小数改、釵壺枚分

何程下仕事ニ候、山子誰分と名付札付候事

一 小折仕候節、半端<sup>ハシタ</sup>釵晩ニ掛改仕札さし、元小やへ相渡シ申候、又明日出し申候節、掛改札見合可申事

一 番子共かまたいぎニ荷宛出し来申候、尤遣し不申候へハ通付候節、番子通ニ付可申候

一 山子共さめ之夜、不残鑪へ相勤番ヲ仕候事  
一 釵一枚ニ米一升ツ、洗米山子へ遣し申候

10 辰盆前一ノ谷山ニ而釵押入用

一 吹炭七千式百九拾壺貫匁  
一 銀壺匁ニ付炭七貫百九拾匁当ル

代壺貫拾式匁七分式厘

一番子 式百人拾八人

十五匁かへ  
賃百四拾四匁

一 てらし 五拾四人

十匁かへ  
賃拾八匁

一 鉄砂洗 拾式人

九匁かへ

賃三匁六分

一土ノ口 四拾七人 普請  
七匁かへ

賃拾匁九分七厘

一三人 キロ拵  
賃七分 かつらとも 56

一鉄砂 式百四拾駄  
四匁五分四厘かへ  
賃壹貫八拾九匁六分

一拾八匁

一九匁

一七匁貳分

一三匁

一貳匁五分

一七匁七分七厘

一四分

一六分

大工十分一銀

炭坂同断

跡押賃

大湯鑪二本

直し

小湯鑪才

三本

新かすかへ

七丁

すみほり才

十式丁

小鎚才

一壹匁貳分

いほ打才 六丁

貳貫三百廿九匁貳分六厘

八丁

一米五斗七升六合

大工扶持

一同五斗四合

炭坂同

一同四斗三升貳合

跡押同

一同壹斗貳升

洗米

一同貳斗八升八合

夜食

一同三石三升六合

掛人  
番子同

四石九斗五升六合

四十八匁かへ

代貳百三拾七匁八分九厘

古銀ニテ

二口合式貫五百六拾七匁壹分五厘

内

釵数 拾貳枚

平一枚二付

式百十三匁九分三厘

右銀ニテ鑪出来

11 辰盆後釵折入用

一五十六人 折坪普請  
十匆かへ  
賃拾八匆六分七厘

一廿四人 かつら立  
九匆かへ

賃七匆貳分

一七人 はね木切  
十匆かへ

賃貳匆三分三厘

一壺人 すら切

賃三分三厘

一三人 綱打

八匆かへ

賃八分

一三十九人 石焼

九匆五分かへ

賃拾貳匆三分五厘

一十七人 とうから遣

十匆かへ

賃五匆六分七厘

一八十八人半 釵大折

九匆五分かへ

賃廿八匆四分

一四百七十人 同小折

同かへ

賃百四十八匆八分三厘

〆七百五人  
右銀〆貳百廿四匆貳分貳厘  
又七十八匆四分貳厘 右古銀二  
三割半増

右扶持六石三斗四升五合

12

一壺石五斗一升七合六夕

二八米

一貳斗七合

小右衛門  
扶持

一貳斗貳升五合

宇兵衛

一九合

久七

ふち

一九合

喜六

ふち

一壺升貳合

喜太郎

ふち

一七斗七升

釵折間

出入ふち

〆九石九升四合六夕

四十八匆かへ

代古銀二而四百三拾六匆五分四厘



又式百十八匁式分七厘

右ノ古銀二五割増

一同拾壹匁式分三厘

平八へ

ほうひ遣ス

一文銀式匁四分七厘

壹分三厘かへ

すみほり

才

式百九十一匁八分八厘

文銀合壹貫式百四拾九匁三分九厘

内

銀九拾束拾五貫五百目

折坪出来

一同四匁式分四厘

五分三厘かへ

小槌才

八丁

平シ壹束二付

十三匁七分三厘当ル

一同八分七厘

銀かけ

壹丁

酒代

寄

一古銀式貫五百六拾七匁壹分五厘

又 壹貫式百八十三匁五分七厘

五割増

八分二厘

三分三厘かへ

一同百五十一匁八分二厘

筵百五十

七枚

一同八匁式分壹厘

之外

代

式三貫八百五拾匁七分式厘

盆前鑪にて出来入用

一同四拾壹匁九分三厘

銀折之節  
村方衆被參

諸入用

一文銀壹貫式百四拾九匁三分九厘

盆後銀折入用

合五貫百目壹分壹厘

内

釧九拾束拾五貫五百目

出来

平し一束二付

五十六匁四厘当ル

外二山より山崎へ太賃

束式匁式厘掛

13

一山内より買取候鉄直段

打鉄 廿五匁

釧銚 十四匁

下ケ入 十九匁

一小鍛治売下鉄三十七匁

右元文二巳暮極、文銀也

14

一鍵掛山願之節鉄直段之義二付、段々御吟味在之、

書付上ケ候二付、書出し置申候

御尋二付奉申上候御事

一先年鉄山六ツ吹之節、捌方時節宜、一ヶ年鉄目何ほと、払直段壹貫目二付何ほと在之候哉と御尋被為仰出、奉承知候

一十八年已前亥年より駒前山<sup>57</sup>六ツ吹之御請負二

而相稼申候、此節

売鉄高二千五百束

壹束二付  
鉄目十六貫匁入

但直段之義大坂問屋へ指為登、其節之高下御座候二付、高直之仕切直段<sup>58</sup>と下直之仕切直段

と書付指上ケ申候、

尤上中下之品御座候、右之内

上鉄 式千百束

高直

五十二匁八分

直段壹束二付

鉄目一貫匁二付三匁三分

下直

四十六匁七分

同一貫匁二付式匁九分式厘

中鉄 六百廿束

五十匁八分

直段壺束二付 同三匁一分七厘

四十四匁

同式匁七分五厘

下鉄 三百八拾束

直段壺束二付

三十式匁 同式匁

廿六匁 同一匁六分三厘

一 近年捌方時悪敷二而、一ヶ年鉄目何ほと、払直  
段何程在之哉と御尋被為仰出、奉承知候

一 五ヶ年已前子年より瀬戸赤西山六ツ吹之御請負

二 而相稼罷在候所、近年ハ鉄直段下直ニ御座候

而、大坂表捌方悪敷御座候、此節

売鉄高式千式百人拾束

但一束鉄目十六貫匁入

但直段之義、其節之高下御座候二付、高直之  
仕切直段と下直之仕切直段と書付指上ケ申  
候、尤上中下之品御座候、右之内

上鉄 千百四拾束

四十式匁壹分

直段壺束二付 銀目一貫匁二付式匁六分三厘

三十八匁

同式匁三分七厘余

中鉄 六百九拾束

直段壺束二付

四十匁一分 同式匁五分六厘

三十七匁 同式匁五分一厘

下鉄 四百五拾束

直段壺束二付

廿六匁 同一匁六分式厘

廿四匁 同一匁五分

一只今文字銀通用ニ罷成候而諸色共上リ、鉄直段  
も只今ニ而ハ上ノ鉄一束二付仕切直段五十五匁  
三分一厘より五拾匁七分五厘迄、但一貫匁二付  
三匁四分六厘余より三匁壹分七厘迄ニ相当申候

一六ツ吹ニシテ一ヶ年炭何角入用ニ候哉と御尋被  
為仰出、奉承知候

一壹ヶ年分吹炭凡廿四万貫目遣申候

一四ツ吹シテ壹力年炭何程入用候哉と御尋被為仰  
出、奉承知候

一壹ヶ年分吹炭凡拾六万貫目遣申候

右之通御尋ニ付奉申上候、已上

元文元辰十月

源左衛門

御領地<sup>59</sup>

御支配所

右書付辰十一月二日姫路へ上ル

15 近年之相場覚書出ス

姫路、粟  
売也、大坂  
二而中賣、  
又歩引有

享保六丑正月

一必五十六匁四分八厘

三月

一必五十四匁五分六厘

七月

一必五十貳匁

寅正月

一必五十一匁貳分

三月

一必四十八匁

五月

一必四十七匁

七月

一必四十五匁六厘

卯正月

一必四十四匁

五月

一必四十三匁貳分

九月

一必四十五匁六分

辰正月

一必四十五匁六分

二月

一必四十五匁一分貳厘

五月

一必四十四匁五分

巳正月

一必四十四匁五分

三月

一必四十五匁六分

五月

一必四十四匁

七月

一必四十四匆八分

九月

一必四十七匆三分

午正月

一必四十六匆四分八厘

五月

一必四十六匆四分

七月

一必四十五匆六分

九月

一必四十六匆四分

未正月

一必四十六匆四分

三月

一必四十五匆六分

五月

一必四十四匆八分

七月

一必四十四匆

九月

一必四十五匆六分

申正月

一必四十四匆

一必四十匆四分

七月

一必四拾目八分

十一月

一必四十一匆六分

酉正月

一必四十一匆六分

五月

一必四十匆四分

七月

一必四拾匆八分

九月

一必四十一匆六分

戌正月

一必四十一匆六分

三月

一必四十一匆八分

七月

一必四拾匆

亥正月

一必三十九匆三分

六月

一必三十八匆四分

七月

一必三十七匆六分

九月

一必三十八匆四分

子正月

一 必三十六匆八分

九月

一 必三十八匆八厘

一 小割<sup>60</sup>三十六匆八分

丑正月

一 必四十一匆六分

一 小割四拾匆八分

同十九日

一 必四十四匆

一 小割四十三匆三分

二月五日

一 必四十七匆三分

一 小割四拾六匆三分

同十五日

一 必四十八匆

一 小割四拾七匆三分

五月

一 必四十四匆

一 小割四十匆四分

十月

一 必四十一匆六分

一 小割四拾匆

寅正月

一 必四拾匆八分

一 小割四拾匆

寅二月

一 必四拾匆

一 小割卅八匆四分

五月

一 必卅九匆三分

一 小割卅七匆六分

七月

一 必卅八匆四分

一 小割卅六匆八分

九月

一 必卅九匆三分

一 小割卅八匆四分

卯正月

一 必三十九匆三分

一 小割卅八匁四分  
閏二月

一 必四拾匁

一 小割三十九匁三分  
五月

一 必三十九匁三分

一 小割卅八匁四分

九月

一 必四拾匁八分

一 小割四拾匁

十月

一 必四拾壹匁六分

一 小割四拾匁八分

十月十八日

一 必四十二匁三分

一 小割四十匁八分

十月廿一日

一 必四十二匁三分

一 小割同断

享保廿一辰正

一 必四十匁四分

一 小割四十一匁六分

16 近年之三分一・近年之壳米御直段ヲ記

享保三  
戌 四宝<sup>61</sup>百四拾四匁

戌暮  
五合七夕

亥 同百八拾匁

亥盆  
六合式夕  
同暮  
五合

子 新銀五十八匁一分

子盆四宝一匁二  
五合  
同暮同  
四合五夕

丑 同六拾四匁三分

丑盆同  
四合五夕  
同暮同  
三合八夕

寅 同五十九匁七分

寅盆同  
三合  
同暮同  
四合

卯盆同

卯 同

四合三夕  
同暮同

辰 同所四拾五匁四分

辰盆新銀一匁二  
壹升八合  
同暮同

巳 同五十三匁四步

巳盆同  
一升七合八夕  
同暮同  
一升六合八夕

午 同四拾八匁

午盆同  
一升五合五夕  
同暮同  
一升五合三夕

未 同四十八匁三分

未盆同  
一升五合貳夕  
同暮同  
一升六合

申 同四十八匁

申盆同  
一升七合  
同暮同  
一升七合

酉 同四十七匁

酉盆同  
一升八合  
同暮同  
一升八合三夕

戌 同三十六匁三分

四厘六毛

酉盆同  
一升八合三夕

亥 同四十四匁五分

七厘貳毛

亥盆  
一升九合

子 同六十六匁五分

子盆  
一升六合

丑 同四十八匁一分

丑盆  
一升八夕  
同暮同  
一升四合

寅 同四十四匁

六厘四毛

寅盆  
一升六合  
同暮同  
一升七合

卯 同四十九匁貳分

八厘

卯盆  
一升七合五夕  
同暮同  
一升六合五夕

辰 元文元年  
文銀五拾五匁

辰盆古銀一匁二  
一升六合貳夕



九分九厘一毛

同暮同

一升貳合三夕

巳 同五拾一匁五分

貳厘四毛

巳益  
一升二合五夕  
同暮  
一升二合三夕

17 都多上ノ村<sup>62</sup>

一野々角山

享保二十年卯七月より午六月迄三ヶ年切御運上  
一ヶ年五十五枚

一西河内一ノ谷山

享保十九年寅十月より午九月迄四ヶ年御運上  
一ヶ年三十二枚

一原村鍵掛山

元文元年辰十二月より未ノ十一月迄三ヶ年御運上  
一ヶ年文銀八十五枚ツゝ

一才木鉄口

元文二年巳七月より戌六月迄五ヶ年御運上一ヶ年文銀廿七枚ツゝ

一引原村之内万ヶ谷山<sup>63</sup>

元文三年九月より亥八月迄五ヶ年御運上一ヶ年文銀七十八枚ツゝ

一原村之内鍵掛山

元文元年辰十二月より未十一月迄中年三ヶ年御運上一ヶ年八十五枚

一同所請継

元文四年未十二月より戌十一月迄中年三ヶ年御運上一ヶ年八十七枚

一西河内村河呂村鉄砂口

元文五年申八月より亥三月迄中年三ヶ年御運上一ヶ年拾枚宛

18 鉄砂積り 巳閏十一月改

一真砂<sup>64</sup>一升 鉄砂三匁八分 飯見

一日二四太二分取、此砂百十石五升一合  
山流し<sup>65</sup>八人、一人役平し砂十三石八斗一升三合

一同一升 鉄砂貳匁貳分 皆木

一日四太二歩、此砂百九十石貳升  
山流し十貳人、一人役平し砂十九石貳合

一同一升 鉄砂一匁八分 有ヶ野<sup>66</sup>

一日貳太一分五厘、此砂百十九石四斗四升  
山流し五人、一人平し砂廿三石八斗八升三合

一同一升 鉄砂二匁貳分 大津ま<sup>67</sup>

一日  
山流し七人

一同一升 鉄砂一匁八分 東上山<sup>68</sup>  
一日 山流し七人

一同一升 鉄砂貳匁 同下山<sup>69</sup>  
一日六太壹歩、此砂三百五石  
山流し十人、平し三十石五斗

一同一升 鉄砂四匁 流田山<sup>70</sup>  
一日六太、此砂百五十石  
山流し十三人、一人平し十石五斗

一同一升 同三匁四分 高橋<sup>71</sup>  
一日七太八分、此砂貳百一十石五斗  
山流し十三人、平し十六石貳斗五升

一同一升 同三匁一分 千本  
一日八太六分、砂貳百七十七石五斗  
山流し十貳人、平し廿三石一斗貳升

一同一升 同三匁 名くき<sup>72</sup>  
一日九太七歩五厘、砂三百廿五石  
山流し十一人、平し廿九石五斗四升

一同一升 同三匁五分 広次<sup>73</sup>  
一日貳太八歩、砂八十石  
山流し八人、平し十石

一同一升 同壹匁九分 鍵掛山  
一日壹太一步五厘、此砂  
山流し七人、平し九石三斗九升

19

一三匁六分 上賃百拾匁ニシテ  
鍛冶一人

一五匁貳分 手子  
吹さし 四人

一七分五厘 後吹

一壹歩 羽口

一五分六厘 下ケちん

一五匁五分五厘 小炭三升

但野々角ニテ御積り申候ニ付

壹匁八分五厘かへ

一四匁五分 米六升

七十五匁かへ

〆廿匁貳分六厘

又

四拾五匁

銑壹太

合六拾五匁貳分五厘

十貫匁ニ付廿七匁貳分

正ミ廿四貫匁也

太八十七匁

又

貳匁七分貳厘

野々角より

山さきへ

貳分

出石へ

貳束

九分三厘

網干  
貳束

舟ちん

三十積ニシテ

壹分

龍野分一

壹匁

網干より  
大坂貳束

壹分四厘

持入ちん

五厘

藏敷

五匁四厘

九十九匁

又

四匁五分

与位<sup>74</sup>之榎木山、凡閨賀<sup>75</sup>之位と見テ、出石迄二  
り半

但閨賀より出石へ鍛冶炭五貫匁俵七俵二付太賃

古銀壹匁五分之由

九十七匁五分

又

一手代

壹匁

男貳人

此ふち貳升四合

代壹匁八分

一匁五分

雑用

合百匁八分

一廿匁貳分五厘

鍛冶屋

一軒入用

一四十五匁

大坂銚

一太

一壹匁貳分

網干まで

下しちん

一貳匁五分

網干より

出石へ引上ケちん

一貳匁貳分五厘

山へ出石より

太ちん

一貳匁貳分五厘

山より出石へ

太ちん

一九分三厘

網干へ

二束舟ちん

一壹分

龍野分一

一壹匁

網干より

一壹分四厘

物入ちん

一壹分

前後

三匁三分

手代二人

一壹匁六分  
〃〃〃〃〃五厘  
〃〃〃〃〃

男二人

〆七十六匁七分六厘

又七分五厘

炭運上

合七十七匁五分壹厘

(途)

一鍛次炭出石二而一俵、古銀五分ツゝに売積り

七俵二而代三匁五分

内壹匁五分

太ちん

〆貳匁取

七俵二割一俵貳分八厘五毛

内貳分三厘五毛

焼ちんと

見テ

大坂へ

蔵敷

五厘

請主取

一此方鍛次遣炭一升

五俵トミテ

一人役 三升遣

此炭十五俵代七分五厘

鍛次一月二十日詰

一ヶ年分式百四十人

此炭三千六百俵

此代式百七十匁

二軒分ニして

五百四拾匁

22

新普請シテ積

一鍛次屋二軒

此役六十人

一板五十六間

代六百五十一匁式分

一山内<sup>76</sup>小屋二軒、店五軒

此役式百五十八人

一匁式歩(かへカ)

ちん

三百匁

一元小屋<sup>77</sup>一軒

役七十人

ちん

八十四匁

一鍛次や越荷八太

一小屋持十人 越荷四十太

一元小屋 荷十太

五十八太

式匁式分五厘

太ちん

百二十匁五分

合七百三十七匁七分

又

普請入用

八石六斗四升

元小屋へ  
三人ふち  
一ヶ年分

七十五匁

代六百四十八匁

壹貫匁

諸色

五百四拾匁

運上

壹貫七百廿八匁

八百六十四匁

〃〃〃〃〃〃〃〃

鍛次式人  
四百八十人ちん

式  
壹貫四百四十五匁

手子

二十

千九百十九人

十三日かへ

灰吹  
四百八十人

四十五

代廿一貫六百匁

〆三十四貫三百四十六匁六分

内

鍛冶屋四百八十人

此鉄三百六十太

役〆二千八百八十人

ふち廿八石八斗

七十五

代式貫百六十匁

小炭十四石四斗

一八五

代式貫六百六十四匁

式百六十八匁八分

銚四百八十太  
下ケちん

四十八匁

羽口代

百廿匁

羽口土ノ口  
ちん

〆十式貫九匁八分

合十式貫七百四十六匁六分

又

一銚四百八十太

〆三十四貫三百四十六匁六分

内

鍛冶屋四百八十人

此鉄三百六十太

(匁腕)

正ミ廿四七分五厘

平し

九十五匁四分一厘

又

拾匁七分式厘

大坂迄  
諸人用

〆百六匁壹分三厘

内

七百廿束出来之内

七分必

四百式十六束

六十めかへ

代廿五貫五百六十匁

三分必

式百九十四束

五十五匁かへ

代十六貫百七十匁

〆四十一貫七百三十匁

内

三十四貫三百四十六匁五分 右入用  
七百七十二匁八分四厘 太三二匁七分貳厘  
諸入用

ノ三十五貫百十八匁三分四厘

ノ六貫六百一十一匁六分六厘 過

内

貳貫匁 凡そ下り可成也

ノ四貫六百一十二匁六分六厘 徳用

右銀ニわり一割二分

23

一錢座之事

荒金銅<sup>78</sup> 拾貫匁

一鈔<sup>79</sup> 壹貫五百匁

一白目<sup>80</sup> 壹貫匁

一鈴<sup>(錫カ)</sup> 五百目

右近年江戸ニ而被仰候分量也  
但壹割減り申候もの也

但錢壹文

御用ノ錢 掛目八分

売買 同六分

一右惣貫匁ノ拾三貫匁

内壹貫二百匁 一割減

ノ十一貫七百匁

但一文八分ニシテ

此錢十四貫六百廿五文

此代三百五拾匁三分

但一貫文廿三匁ニシテ

壹匁ニ四十一文七歩

一荒赤銅 拾貫匁

代百六匁貳分五厘

但十六貫匁二付百七拾匁かへ

一鈔 一貫五百目

代十七匁四分

但廿五貫匁二付貳百九匁かへ

一白目 壹貫匁

代八匁壹分五厘

但十六貫匁二付百三拾匁かへ

一鈴 五百匁

代十五匁六分二厘

但十六貫匁二付五百目

〆百四十七匁四分二厘

〆式百式匁八分七厘

24

一元文四未正月十二日左吉様より御呼被成、江戸

之首尾被仰聞候

御勘定御殿詰

増見兵左衛門様

御勘定組頭

菊地文五郎様

桜井九右衛門様事

桜井河内守様

右兵左衛門様へ木暮様より徳右衛門殿を以御

頼被下候ハ、兵左衛門様より文五郎様へ御通達

在之候由、重而願事在之候節、案紙にても相認

前広ニ左吉様か又ハ御奉行様へ掛御目候事、左

候へハ先達而文五郎様へ参候由ニ候

25

一万ヶ谷山家質改未二月廿日

小針忠太左衛門殿<sup>81</sup>御出、証文上ヶ申候、請負

証文も上ヶ申候

但証文月付午九月より之請取午十月と仕候

26

一六ツ吹天秤<sup>82</sup>

した

長サ四尺より四尺五寸

横同断

一四ツ吹

長サ四尺

横三尺四五寸より七寸まで

実法

横三尺六寸  
長四尺

27

一江戸柳原さくま町<sup>83</sup>

黄檗宗 愚庵和尚

28

一元文五年申十一月江戸にて増見兵左衛門様御聞  
合被成候由、喜侯様より御書付被下候、左ノ通



御殿詰

古郡孫太夫様  
八木平三郎様

同

御政務

青木次郎九郎様  
菊池文吾郎様

同

御勝手方

堀荒四郎様  
正木与一郎様  
御取方並御普請  
廻し米掛

伺方

鑄錢座掛り

宮田平四郎様  
中山平左衛門  
早川庄二郎様  
児玉喜兵衛様

帳面方

当時

鑄錢方

齊藤亦五郎様  
嶋田孫左衛門様  
伴十郎右衛門様

右之通被仰下候

御勘定御付紙之  
御名

志摩

豊前

若狭

平右衛門

七郎右衛門

平左衛門

孫太夫

又五郎

平四郎

十郎右衛門

孫左衛門

30 松平大和守<sup>84</sup>様御精進日

戌六月承合日候様ニ御奉行所より被仰付、姫路三源  
十郎罷越被居申承合申候覚

四日

八日

十日

十四日

十五日

十七日

廿日

廿四日

廿九日

晦日

右○印ノ分は別テ御大切ノ御精進日之由ニ候

31

小野左太夫様御手代中

矢嶋右内殿  
渡会幸助殿  
大作兵吉殿  
林 数右衛門殿  
中村源吉殿  
村上十蔵殿

32

四ツ吹六ツ吹天秤<sup>85</sup>之寸、同かまの寸法御聞被成  
度由、忠太左衛門殿より被仰下候ニ付、左之通書  
付持参申候

一四ツ吹天秤 四尺まで

但四尺より内ハ大工勝手次第仕候

一六ツ吹天秤 四尺五寸まで

但四尺五寸より内ハ右同断

一四ツ吹かま 七尺五六寸

横 三尺五寸

但此寸法より内ハ大工勝手次第仕候

一六ツ吹かま 九尺

横 三尺七八寸

但右同断

右之通書付懸御目申候

但四ツ吹六ツ吹之事、人之増減又ハ大工仕掛  
ニより仕様在之など、申事ハ不申上候、天秤  
ニもかまニも寸法違在之候義書付申上候

33

（書脱カ）  
一右之付之通、両山孫助・伝兵衛へも申聞せ置候

戊十一月廿三日

一原村之内鍵掛山未ノ十二月より戌十一月まで三  
ヶ年相勤、年季明候ニ付、此度同村八丈山ノ内  
滝山坂ノ谷相添、寛保二年戌十二月より丑ノ十  
一月迄中年三ヶ年御運上壱ヶ年八十七枚宛ニ而  
被仰付候

一齊木鉄口

寛保二年戌七月より卯ノ六月迄中年五ヶ年御運

上壱ヶ年式拾七枚ニテ被仰付候

戌七月より丑六月迄  
中年三ヶ年ニ成之事

一西河内村鉄口  
岩野郡村

寛保三年亥四月より寅ノ三月迄中年三ヶ年御運

上一ヶ年拾枚宛

一万ヶ谷山 亥八月迄ニテ年季明候ニ付、亥閏四

月小野様御代官所へ相願申候

一鹿早山<sup>86</sup>

寛保三

亥ノ九月より寅ノ八月迄中年三ヶ年銀御運上一ヶ年七十八枚つゝ

一同所

延享元年子九月より巳八月迄中年五ヶ年御運上一ヶ年八十五枚

34

一 渡部民部様<sup>87</sup> 御手代

御元

（稲垣団右衛門殿  
高嶋林右衛門殿

廻船方

遠藤丹助殿

堤方

山口十助殿

公事方

今井勘藏殿

地方

藤沢惣七殿

笹目嘉兵衛殿

大谷仙藏殿

平野久米右衛門殿

田嶋団藏殿

ツケ  
柘植官治殿

書役

萩原伝藏殿

滝唯右衛門殿

御用人

君山武<sup>キ</sup>左衛門殿

表向御用達之由

上本町一丁目<sup>88</sup>

明石や九郎兵衛

上本町三丁目

樋口や伊右衛門

出ミセ納屋町

下代清兵衛

内本町<sup>89</sup>二筋北

すけた町北町天神橋東

久保や伊右衛門

書役

原与惣右衛門殿

35

一 鹿早山 亥九月より子八月迄二ヶ年相濟候節

大坂ニテ渡部様御手代衆相勤申候

御元

稲垣団右衛門殿

宮嶋林右衛門殿

右金五百疋ニ沙綾巻卷ツ、遣し申候

廻船方

田嶋団藏殿

遠藤丹助殿

堤方

平野久米右衛門殿 山口十介殿

笹目嘉兵衛殿

書役

滝唯右衛門殿

同

大谷十蔵殿

萩原伝蔵殿

今井勘蔵殿

柘植官治殿

藤沢惣七殿

京へ御出 留守二而  
遣不申候

右金二百疋二たはこ十把ツ、遣し申候

亥十一月廿五日

36

一鹿早山請継延享元年子九月より巳八月迄五ヶ年  
請継候節、大坂二而渡部様御手代衆相勤申候

一金五百疋

元々

稲垣団右衛門殿

真綿二把

但四十五匁位

一同断

同  
宮嶋林右衛門殿

一同断

森口叙助殿

但是八江戸元々にて大坂へ御下り御滞留候

処、去年中よりも預御世話二候同然にて遣  
し申候

右之通二而此度ハ外手代衆へハ遣し不申候  
子十一月二日二遣

37

山城 大和 河内 和泉

摂津 紀伊 播磨

丹波 但馬 丹後

山口勘兵衛様

神保新五郎様

細井金十郎様

38

一引原村之内音水山<sup>90</sup>  
延享二丑十二月より午十一月迄五ヶ年、一ヶ年  
森対馬様預り地

39

江戸飛脚出日

朔日 二日 四日 五日 七日

八日 十一日 十二日 十四日 十五日

十七日 十八日 廿一日 廿二日 廿四日

廿五日 廿七日 廿八日

40

一 野尻村<sup>91</sup>之内

瀧谷山 但鹿早山と江戸表請継申候

宝曆(二)申十一月より亥十月迄中年三ヶ年御運上一ヶ年八十八枚ツゝ

一 斎木鉄口

宝曆三申十一月より亥十月迄三ヶ年御運上廿八枚ツゝ (二の誤り)

一 東河内村之内高羅山<sup>92</sup>

宝曆元年未十月より戌十一月迄三ヶ年御運上三十枚ツゝ (ママ)

一 福知村之内杉岡山<sup>93</sup>

宝曆二申十一月より戌十月迄三ヶ年御運上六十七枚ツゝ

41

一 水谷信濃守様

御家老

鈴木甚太夫殿

江戸屋敷

赤坂津き地

大坂用達

大坂屋

江戸堀三丁目

嘉兵衛

大坂宿

淀屋橋一筋西

竹や町

大和や伝兵衛

右宝曆三酉十二月

知人二成申候

42 昼夜百二十刻長短積分

十一月中

昼五十四

夜六十六

一時九ツ宛

一時十二宛

十二節 十一節

昼五十四半

夜六十五半

十二中 十中

昼五十五半

夜六十四半

正節 十節

昼五十七

夜六十三

九ツ半宛

十半宛

五節	六節	四節	四節	三節	三節	二節	二節	正中
六節	六中	七節	七節	七中	八節	八中	九節	九中
昼七十七半	昼七十六半	昼七十五 十一半宛	昼七十二半 十二宛	昼六十九半 十一半宛	昼六十六 十一宛	昼六十二半 十半宛	昼五十九半 十宛	昼五十九半 十宛
夜四十二半	夜四十三半	夜四十五 七ツ半	夜四十七半 八ツ宛	夜五十令半 八ツ半宛	夜五十四 九ツ宛	夜五十七半 九半宛	夜六十令半 十宛	夜六十令半 十宛

五中 昼七十八 夜四十二

十二宛 七ツ宛

右大概之積タレトモ土地ニヨリ日之長短アリ、其所ニシタカヒ少之延チ、メハ好ミ次第タルヘシ、凡二十四氣トモニ曆ニシルス日之七日前ヨリ其節其中ニ入、又七日後マテ其節其中ノ内トシルヘシ、前後合十五日ニテ一氣ナリ

43

九月より十二月迄

一八百三匁五厘 一口

七十五匁 語雨

八百七十八匁五厘

内

百匁壹分 季呂

七百七十八匁

一四十一匁三分 豊亭

八百十九匁三分

右戌年分

亥年

一正月両日

但十日在之候へ八八日八外へ仕かへ申候

- 1 江戸時代では訴訟および審理が実施される日。山崎藩の奉行所かは不明。
- 2 幕府により改鑄された銀貨のひとつ。
- 3 瀬戸・赤西（あかざい）ともに波賀町原。赤西にはたたら場がある。
- 4 波賀町原。
- 5 波賀町斉木（さいき）。
- 6 波賀町と一宮町にまたがる山。記述は波賀町域に関する箇所なので、関連地域は波賀町上野になるか。
- 7 波賀町飯見（いいみ）。
- 8 波賀町皆木（みなぎ）。
- 9 波賀町安賀（やすが）。
- 10 波賀町今市。
- 11 波賀町小野。
- 12 波賀町谷。
- 13 波賀町日見谷（ひみだに）。
- 14 一宮町東市場にあった旧市場村の古称か。
- 15 山崎町上ノ（かみの）野々隅原辺にあり。
- 16 千種町西河内（にしごうち）。
- 17 千種町千草。
- 18 千種町河呂（こうろ）。
- 19 千種町西河内木地山。
- 20 千種町西河内。

- 21 千種町西河内か。
- 22 千種町西河内。
- 23 千種町西河内。
- 24 大工は、たたら製鉄の大鍛冶（精錬工程）の監督者。
- 25 「すさか」と読む。たたら製鉄の監督者村下（むらげ）を補助し、作業を差配する。
- 26 「駄」とも書く。牛馬に積載する荷物の単位で、幕府により重さは四〇貫目（一四八キロ）と定められた。鉄荷は一駄二束で、「鉄山必用記事」は、一束が通常一三貫五〇〇目（五〇・六二五キロ）、一駄一〇一・二五キロ）としている。本史料項目14では一束一六貫（六〇キロ、一駄二一〇キロ）である。
- 27 たたら製鉄用の炭を焼く炭焼きを指す。
- 28 たたら炉に送風する鞆（ふいご）を踏む役。平瀬家では番子が三つの格に分けられている。
- 29 こもり粉鉄（こがね）という。たたら製鉄作業開始のことを「こもり」と呼び、このとき最初に投入される砂鉄のことを指す。
- 30 炉に炭と砂鉄を三回くべるのを「一斗」、一斗のうち一回分を「一まいご」と呼ぶ。たたら製鉄には「まいごすき」という道具があり、木炭をならしたり、砂鉄の投下に使用される。「まいご」はこの鋤に由来するものである。また、たたら製鉄では固体のかたまり「鋤」（けら）と、液体状になって流れ出す銑（ずく）ができるが、「まいご」という単位は銑鉄を作るときに用いられるようで、「一斗」で約一時間とされている。
- 31 通常は鞆（ふいご）のサイズのことだが、記述内容からみて、ここではたたら炉のサイズであろう。
- 32 記述から炉の築造一回分を指すものであろう。

33 炉基底部築造の最終工程で、炉を据える本床（ほとんどこ）と呼ばれる部分に薪を燃やして、その炭火を木樋で叩き締めることをいう。炉基底部の築造では、工程ごとに薪を燃やして乾燥させながら行われるが、各乾燥工程に異なる作業名称が与えられている。

34 「しなえ」という木の棒があり、炉の地下構造および基底部を築造するとき用いる。焚いた炭の灰を何度も叩いて突き固める作業で、道具名が作業名となっている。

35 製鉄工程直前に砂鉄を洗って、純度を高める工程。

36 鉄素材として半製品化するための鍛冶と思われる。

37 吹き差し鞆、つまり手押し式の鞆のこと。この場合、中割鍛冶の補助で、鞆を動かす人のこと。鞆は鍛冶一工程ごとに最低ひとつ設けられる。

38 注36と同種の鍛冶か。

39 鉄の製錬工程である大鍛冶において、銑鉄を精錬してできた鉄のことを下げ鉄（さげてつ、佐下鉄とも書く）という。大鍛冶の副監督の名称はこの作業を監督するところからか。

40 炉内に設けられた送風口。

41 製鉄で廃棄された鉄を精錬して鉄材に使用としていると思われる。

42 炉の地下構造と基底部（本床）築造の最終工程。本床上を土でドーム状にし、内部に薪をくべて燃焼乾燥させる。つぎに、このドームを突き崩し、土を適宜の場所に埋め込む。「鉄山必用記事」はこれを「てらし落し」と呼んでいる。そして、残った炭火を「しなえ」という棒で叩いて本床内に叩いていく。このうち注33に記した「裏炭打」を行う。

43 液体状になつてできる鉄。これに対し、固形状になるものを鋸という。いずれへの変化も砂鉄の性質による。44 こずみ。鍛冶に用いる炭。たたら製鉄に用いるものは大炭（おおずみ）という。

45 本項目は製鉄・精錬等の道具制作費ないし修理費のリストである。道具名称や形状・機能は地域により異なる場合があり、用法が分からないものが多かった。本条の道具は、溶融した鉄に指し込むものである。また、道具名に「才」字を付す例は平瀬家以外にはない。才は道具の意か。

46 鞆の送風管を炉に差し込むための穴を開ける道具。

47 鋸を割る落下式ハンマーのことであろう。どうてつ。

48 砂鉄採取用具。砂鉄をかきあげる。

49 大鍛冶用具。くず鉄を採集する。

50 築炉用具。炉床を築くときに乾燥のために燃焼させた炭・灰を攪拌する。

51 「かまがい」は炉の整形用具。たいていは四角い板のついたへらのような形であるが、これは鍵状になっていると考えられる。

52 山崎町須賀沢（すかざわ）出石（いだいし）。揖保川舟運の船着き場があった。

53 注47に同じ。

54 製鉄炉を粘土にて作ること。

55 千種町では「胴折（ドオリ）」とも呼ばれた。鋸の荒割のこと。

56 炉外にあげた送風口。キロに金（かね）キロを挿入して鞆と接続する。

57 波賀町鹿伏（しかぶし）カ。

58 大坂鉄問屋に鉄荷を売却する際決められる鉄売価。



- 59 鍵掛山・赤西山は当時姫路藩領。
- 60 小割鉄（こわりがね）。史料で使われる言葉。通常割鉄（わりがね）と呼ぶ。製鉄、精錬工程を経て規格にそって小さく割った鉄材のこと。本条以降（㉘）と「小割鉄」の二項目が同月同日条に併記されているが、詳細は不明。
- 61 正徳元年（一七一二）製造の「四ツ宝丁銀」のこと。
- 62 山崎町上ノ。
- 63 波賀町日ノ原（ひのはら）付近か。
- 64 真砂土（まさつち）のこと。花崗岩質で鋳を生成する砂鉄を含む。
- 65 鉄穴流作業従事者を指す。
- 66 波賀町有賀（ありが）。
- 67 波賀町上野。
- 68 波賀町上野の東山付近。
- 69 注68に同じ。
- 70 波賀町齊木流田（ながれた）。
- 71 波賀町齊木。
- 72 波賀町安賀付近か。「名くき」は「なごき」とも読む。
- 73 波賀町野尻に広路山（ひろじやま）のたたら場跡あり。
- 74 山崎町与位（よい）。
- 75 一宮町閨賀（うるが）。
- 76 たたら製鉄諸施設の総称。
- 77 たたら作業の監督事務所。
- 78 銅鉱石のこと。錢座と平瀬家の関係は不明。
- 79 鉛の別字。
- 80 鉛とスズの合金。
- 81 幕府領の山方役人。代々忠太左衛門を名乗る。山林

- の監督を行う。
- 82 天秤鞆のこと。足踏み式の大型。本項では六つ吹と四つ吹の2サイズをあげている。
- 83 東京都千代田区神田佐久間町。
- 84 『姫路城史』中では慶安元年（一六四八）八月一五日に姫路藩主第一次松平の直基、貞享三年（一六八六）四月一五日に第二次松平の直矩が死没していて、一五日が特に大切な精進日としていることに合致する。平瀬家は姫路に問い合わせているが、藩主の忌日をなぜ照会したかは不明。
- 85 注82の天秤鞆。大きさは六つ吹で長さ一三六センチまでとされ、四つ吹で長さ一二一センチまでと決められている。また鞆へ接続する炉のサイズは長さが一定で、六つ吹で長さ二七三センチ、四つ吹で二二七センチとしている。
- 86 「ししはいやま」と読む。波賀町原の小字シシアイ付近の山か。
- 87 大坂代官。
- 88 現大阪市天王寺区上本町。上本町三丁目に同じ。
- 89 現大阪市中央区内本町カ。
- 90 波賀町音水。
- 91 波賀町野尻。
- 92 千種町河内。高羅鉄山は千草屋最末期の請負鉄山。杉岡山は未詳だが、村は現在の一宮町福知。